

相談内容 ☑=予約制	とき(指定日以外の休日を除く)
市民相談・人権いろいろ相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
☑弁護士による無料法律相談(1人30分間)	7日(水)・14日(水)・21日(水)・28日(水)午後1時～4時
☑司法書士による無料相談(1人30分間)	19日(月)午後1時～4時
☑行政相談(国(独立行政法人・公庫を含む)の行政についての不満・苦情・要望や困りごとの相談)	12日(月)午後1時～4時
☑人権擁護委員会による相談	15日(水)午後1時～4時
市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011・FAX366-0051	
☑専門の女性カウンセラーによる女性のための相談	5日(月)・13日(火)午後1時～4時、17日(土)午前9時30分～午後0時30分、27日(火)午前10時30分～午後1時30分
きらっとびあ ☎247-7047	
DV相談専用ダイヤル	月～金曜日午前9時30分～午後5時30分
市民相談・人権啓発グループ ☎349-8819	
児童家庭相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、3日(土)・17日(土)午前9時～午後0時、月～金曜日午前9時30分～午後5時(UPっぱ(子育て交流ひろば)のみ)
☑ひとり親家庭相談	
子育て支援グループ ☎366-0011、またはUPっぱ(子育て交流ひろば) ☎360-4320	
ひとり親家庭相談	3日(土)・17日(土)午前10時～午後0時
身体障がい者相談	9日(金)午後1時～4時
さつき荘 ☎366-2022	
知的障がい者(児)相談(電話相談)	17日(土)午後1時～2時
中山 ☎365-2164	
電話・面接育児相談	月～金曜日午前9時～午後5時
市立こども園 ☎366-0080	
☑発達をサポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつな Go!」	月曜日午前10時～午後5時、水・木曜日午前10時～午後0時
ぽっぽえん ☎360-0022	
妊婦および就学前の子どもの子育てに関する相談(予約可)	月～金曜日午前10時～午後5時
ぽっぽえん ☎360-0022、電子メール(poppoen@city.osakasayama.osaka.jp) も可 UPっぱ(子育て交流ひろば) ☎360-4320、電子メール(upp@city.osakasayama.osaka.jp) も可	
☑消費生活相談員による消費生活相談	月～金曜日午前10時～午後0時、午後0時45分～4時
消費生活センター ☎366-2400(産業振興・魅力創出グループ内)	
☑社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)	20日(火)午後1時～4時
産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011	
☑就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあっせんは不可)	月～金曜日午前9時～午後5時
地域就労支援センター ☎366-6789(産業振興・魅力創出グループ内)	
☑若者の就労・自立相談(15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)	7日(水)・21日(水)午前10時～午後0時
南河内若者サポートステーション ☎0721-26-9441	
☑進路・教育相談	月～木曜日午前9時～午後5時
☑専門家による特別教育相談	15日(水)午後2時～5時
フリースクールみ・ら・い ☎368-0909、または学校教育グループ ☎366-0011	
介護電話相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、3日(土)・17日(土)午前9時～午後0時(ニュータウンサテライトのみ)
地域包括支援センター ☎365-2941、またはニュータウンサテライト ☎366-5566	
心配ごと相談(日常生活における悩みの相談)	5日(月)・19日(月)午後1時～4時
社会福祉協議会 ☎367-1761	
コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
【狭山中学校区】市役所南館(丹 ☎070-6500-9856)、【南中学校区】自然舎(野口 ☎080-1473-5125)、【第三中学校区】社会福祉協議会(谷川 ☎367-1761)	
障がい者相談支援事業所による障がい者相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病) ☎365-1144、 相談支援センターぱるぱる(身体・知的・難病) ☎368-8666、地域活動支援センターいーず(精神) ☎367-0033	
精神保健福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ ☎349-9409	
きこえない・きこえにくい人のFAX福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ FAX366-9696	
生活・仕事・自立相談(生活や仕事などに関する悩みの相談)	月～金曜日午前9時～午後5時30分
生活サポートセンター ☎368-9955	

市役所開庁時間

■月～金曜日/午前9時～午後5時30分

■土曜開庁日/午前9時～午後0時

第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。部署によっては、取り扱いえない業務もあります。事前に問い合わせてください。

7月の土曜開庁日 | 3日 | 17日

公共施設連絡先

かけ間違いにご注意ください

市役所(代表)	☎072-366-0011
税務グループ	
(収納)	☎072-349-9400
(固定資産税)	☎072-349-9401
(市民税・軽自動車税)	☎072-349-9402
福祉グループ	
(身体障がい)	☎072-349-9407
(知的障がい)	☎072-349-9408
(精神障がい)	☎072-349-9409
高齢介護グループ	
(介護認定)	☎072-349-9418
(介護認定以外)	☎072-349-9416
保険年金グループ	
(国保賦課収納)	☎072-349-9470
(国保給付)	☎072-349-9471
(後期高齢)	☎072-349-9472
(福祉医療)	☎072-349-9472
(国民年金)	☎072-349-9473
市民窓口グループ	☎072-349-9480
社会教育グループ	☎072-349-9487
大阪狭山水道センター	☎072-349-9476
ニュータウン連絡所	☎072-366-0011
市立コミュニティセンター	☎072-366-0077
SAYAKA ホール	☎072-365-8700
市立公民館	☎072-366-0070
図書館	☎072-366-0071
保健センター	☎072-367-1300
さやま荘・さつき荘	☎072-366-2022
狭山池博物館・郷土資料館	☎072-367-8891
総合体育館	☎072-365-5250
池尻体育館	☎072-365-7303
ふれあいスポーツ広場	☎072-368-2081
社会教育センター	☎072-368-0121
市民ふれあいの里	☎072-366-1616
社会福祉協議会	☎072-367-1761
堺市大阪狭山消防署	☎072-366-0055
消防署ニュータウン出張所	☎072-368-0119
市民活動支援センター	☎072-366-4664
基幹相談支援センター	☎072-365-1144
地域包括支援センター	☎072-368-9922
ニュータウンサテライト	☎072-366-5566
生活サポートセンター	☎072-368-9955
きらっとびあ	☎072-247-7047
(男女共同参画推進センター)	
ぽっぽえん	☎072-360-0022
(子育て支援センター)	
UPっぱ(子育て交流ひろば)	☎072-360-4320
(世代間交流ひろば)	☎072-360-4321
富田林保健所	☎0721-23-2681
黒山警察署	☎072-362-1234

夏の害虫対策を

問い合わせ 保健センター☎367-1300、生活環境グループ☎366-0011

■蚊に注意

海外では病原体を持った蚊に刺されることにより感染するデング熱やジカウイルス感染症などの「蚊媒介感染症」が流行しています。また、発症している海外からの渡航者や帰国者が日本で蚊に刺されると、その蚊によって国内でほかの人へ感染が広がる可能性があります。

幼虫対策(9月ごろまで) ポウフラの発生源をなくすため、庭先、家の周りなどには雨水がたまる植木鉢の受け皿やバケツ、ペットボトルなどを放置しない

成虫対策 まめに草を刈り、蚊が潜む場所を減らす

蚊に刺されないために ●防虫網などで蚊の侵入を防ぐ ●草むらなどに入るときは肌を露出しないように、長袖、長ズボン



着用する ●虫よけスプレーや蚊取り線香を併用する

■マダニに注意

マダニは草むらなどの茂みに生息しています。褐色で体長は1～4mmですが、血を吸うと1円玉ぐらいの大きさになります。マダニに咬まれてSFTS(重症熱性血小板減少症候群)や日本紅班熱などの感染症にかかった例が全国で報告されています。ウォーキングや山登り、山菜取りで野山に行くときにはマダニに咬まれないよう、次の点に注意してください。

●長袖、長ズボンを着用し、肌の露出を少なくする ●家に入る前に上着などを脱ぎ、マダニを持ち込まないようにする ●帰った後は、すぐに入浴し、体にマダニなどがついていないか確認する ●マダニに咬まれたら、すぐに医療機関(皮膚科など)で取ってもらう ※無理に引き抜くと皮膚内にマダニの一部が残ри、マダニの体液が逆流します。発熱、頭痛などの症状がある場合は医療機関に相談してください



蚊が媒介する感染症	潜伏期間※	症状
ジカウイルス感染症	2～12日	発熱、発疹、関節痛、結膜炎など。症状が軽いか無症状であることも多い。妊婦が感染すると、胎児の小頭症を引き起こすことがある
デング熱、チクングニア熱	2～15日(多くは3～7日)	突然の高熱(38度以上)、頭痛、筋肉痛、関節痛、発疹、結膜炎など
熱帯熱マラリア	1～3週間	発熱、悪寒、震え、頭痛、全身倦怠感、腹部症状や咳、重症では脳症など
その他のマラリア	10日～4週間	
日本脳炎	6日～2週間	発熱、下痢、腹痛、全身倦怠感、意識障がい、けいれんなど

※刺されてから症状が出るまでの期間

税

年金受給者の令和3年度市府民税における控除適用の確認

令和2年中(1月～12月)において、公的年金の受給額が400万円以下で、そのほかの所得(給与や営業所得など)が20万円以下の人は、税務署への確定申告が不要です(源泉徴収税額の還付がある場合は、従来どおり確定申告書を提出することができます)。ただし、市府民税(住民税)の算定において、確定申告書が未提出で、医療費控除や生命保険料控除など、公的年金などの源泉徴収票に記載されない控除を受ける場合は、市府民税の申告が必要です。

市府民税の申告は、市府民税の納税通知書を確認のうえ、市役所税務グループで手続きしてください。なお、申告には年金の源泉徴収票や、控除証明書、マイナンバーカードまたは有効な通知カードと本人確認書類、印鑑が必要です。
問い合わせ 税務グループ☎349-9402

8月2日(月)は固定資産税・都市計画税の第2期分の納期限

8月2日(月)は固定資産税・都市計画税の第2期分の納期限です。忘れないよう近くの金融機

関、コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済で納めてください。税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分が課せられる場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに市役所税務グループへ納付方法を相談してください。督促状を発送してから一定期間経過後、未納の人にはショートメッセージサービスにより納付を呼びかける場合があります。

問い合わせ 税務グループ☎349-9400

税理士による無料税務相談

所得税、相続税や経理などの相談ができます。

とき	ところ
15日(木)	市役所・ミーティングルーム
6日(火)・8日(木)・13日(火)・15日(木)・20日(火)・27日(火)・29日(木)	富田林納税協会(富田林市若松町西)

※いずれも午後1時～4時(1人30分程度)
申し込み・問い合わせ 電話で近畿税理士会 富田林支部☎0721-25-6250

改修を行った住宅の固定資産税が減額されます

一定の要件を満たす省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事が完了した

家屋は、翌年度分の固定資産税が一部減額されます(都市計画税は減額されません)。減額措置を受けるには、改修後3か月以内に申告が必要です。詳しくは問い合わせてください。
問い合わせ 税務グループ☎349-9401

募集

自衛官

応募資格 ①航空学生/(海自)18～23歳未満、(空自)18～21歳未満の高校卒業生(見込みを含む)で日本国籍を持つ人 ②一般曹候補生/18～33歳未満で日本国籍を持つ人 ③自衛官候補生/18～33歳未満で日本国籍を持つ人
受付期間 ①9月9日(木)まで ②9月6日(月)まで ③随時 **試験日** ①9月20日(火) ②9月16日(木)～19日(日)のうち1日 ③受付時に通知
問い合わせ 自衛隊大阪地方協力本部富田林地域事務所☎0721-24-3799

植木のせん定予約

シルバー人材センターでは、秋(9～12月)に行う植木のせん定の予約を受け付けます。申し込み多数の場合、希望月の変更またはお断りすることがあります。

申し込み・問い合わせ 1日(木)から電話でシルバー人材センター☎366-2277

特例申請を受け付け

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な場合、臨時特例措置として、所得見込額を用いた簡易な手続きで免除や特例の申請ができます。

対象期間 7月～令和4年6月分 ※必要書類など、詳しくは日本年金機構または市ホームページを確認してください。申請書や所得の申立書もダウンロードできます。※学生は、学生納付特例制度を利用してください

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531 または 保険年金グループ ☎ 349-9473

下水道

洗たく排水、洗車排水は汚水です

ベランダなど屋外に洗たく機を置いている場合、洗たく排水(汚水)を雨水側溝や河川に流していることがあります。排水が道路側溝や河川に流れ込むと、臭いや蚊の発生源、河川などの水質を悪化させる原因となりますので、必ず汚水管へ排水してください。また、屋外で洗剤(特に合成洗剤)を使って作業する場合も道路側溝を通じて河川へ流れてしまいますので、汚水管への排水をお願いします。

問い合わせ 下水道工務グループ ☎ 366-0011

労働

ひとり親家庭の母または父の就労支援事業

ひとり親家庭の母または父が安定的な就業ができるよう支援します。いずれも事前に市役所子育て支援グループへの相談が必要です。

【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】

対象 ひとり親家庭の母または父 **内容** 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座などを受講する場合、受講料の一部を補助 ※所得制限があります **支給金額** 受講料の6割相当額(1万2,001円～20万円)

【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】

対象 ひとり親家庭の母または父 **内容** 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減を図るための費用を給付 ※所得制限があります **支給金額** 市民税非課税世帯/月額10万円と修業後に修了支援給付金5万円、市民税課税世帯/月額7万500円と修業後に修了支援給付金2万5,000円 ※対象者によって

さやりんタクシーが運行しています

4月に大阪第一交通株式会社と締結した包括連携協定に基づく新たな取り組みとして、市のマスコットキャラクター「さやりん」人形を乗せた、さやりんタクシーの運行が始まっています。車内ではさやりんグッズのPRも行っています。

また、同社では、地域公共交通の発展のため、運転免許証を返納した65歳以上の人を対象に、乗車運賃10%割引などのサービスを実施しています。

問い合わせ 企画グループ ☎ 366-0011、大阪第一交通株式会社 ☎ 232-6764

タクシーの前後に
さやりんが乗ってるよ!

条件が異なる場合があります **支給申請** 修業を開始した日以降に申請

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援】

対象 ひとり親家庭の母、父、またはひとり親家庭の児童 **内容** 適職に就くために高等学校卒業程度認定試験の合格が必要と認められた場合に、これを支援する講座の受講費用の一部を助成 ※所得制限があります **支給金額** 受講修了時給付金/受講料の4割相当額(4,001円～10万円)、合格時給付金/受講料の2割相当額(受講修了時給付金との合計額。上限15万円) **申し込み** 子育て支援グループへ直接

問い合わせ 子育て支援グループ ☎ 366-0011

労働保険の年度更新

労働保険の年度更新は、毎年度事業主から労働保険料の申告・納付をする重要な手続きです。大阪労働局から事業主に申告書が送付されますので、12月(月)までに手続きしてください。

申し込み・問い合わせ 羽曳野労働基準監督署 ☎ 072-956-7161

府立夕陽丘高等職業技術専門学校見学会・ガイダンス

就職に役立つ専門的な技術や知識を身につけることができる職業訓練施設です。秋の入校生の募集に向けて、見学会・ガイダンスを開催します。

とき・科目 21日(水)まで/障がい者科目(発達障がい、精神障がい)、9月7日(火)まで/一般科目(ビル設備管理科、ビルクリーニング科、建築内装 CAD科)、9月9日(木)まで/ワークアシスト科(知的障がい) **ところ** 大阪府立夕陽丘高等職業技術専門学校(大阪市天王寺区上汐/大阪メトロ谷町線「谷町九丁目駅」下車) **参加費** 無料 **申し込み・問い合わせ** 大阪府立夕陽丘高等職業技術専門学校 ☎ 06-6776-9900

仕事を探しているひとり親家庭のお母さん・お父さんへ

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父の就職、転職、職場の悩みなどの相談に応じています。また、職業紹介、就職セミナー、ヘルパー派遣なども行っています。

とき 月～土曜日午前10時～午後4時(予約制) ※保育あり **ところ** 大阪府立母子・父子福祉センター(大阪市東成区中道/JR環状線「森ノ宮駅」下車) **申し込み・問い合わせ** 電話で大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 06-6748-0263

相談

女性弁護士、専門相談員による女性のくらし特別相談会

新型コロナウイルス感染症の影響による家庭や仕事などでの悩みや困りごとを女性弁護士と専門相談員に相談できます(オンラインも可)。

とき 19日(月)午後1時～1時50分、午後2時～2時50分、午後3時～3時50分 **ところ** 市役所別館・相談室 B **対象** 女性 **定員** いずれも1組 **申し込み・問い合わせ** 1日(木)から希望する時間帯・住所・名前・電話番号・相談方法(対面またはオンライン)・相談の趣旨・メールアドレス(オンラインのみ)を電話またはファクシミリで市役所市民相談・人権啓発グループ ☎・FAX 366-0051。電子メール(jinken@city.osaka.asayama.osaka.jp)、市ホームページからも可

行政書士による無料相談

相続・遺言、成年後見制度、法人設立、許認可の相談、契約書作成などに関する相談です。

とき 16日(金)午後1時～5時 **ところ** 市役所別館・相談室 B **定員** 4組(先着順) **申し込み・問い合わせ** 電話で大阪府行政書士会南大阪支部 ☎ 365-7690

福祉

さやりんおれんじカフェ

認知症の人や家族、地域の人など、だれでも気軽に集まり、仲間づくりや情報交換をする場です。オレンジ色ののぼりが目印です。

カフェ一覧 ※いずれも利用料100円

さくらあつたかカフェ ☎288-4381

とき 11日(日)午後2時～4時 ところ さくらの杜・半田(半田三丁目)

カフェおもちゃ館 ☎365-6688

とき 17日(土)午後2時～4時 ところ リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)

くみのきカフェ ☎368-2772

とき 月～金曜日午後2時～4時 ところ 特別養護老人ホームくみのき苑(東葉英木四丁目)

カフェ笑(しょう) ☎320-8268

とき 4日(日)・18日(日)午前10時～午後3時 ところ デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円

里カフェ ☎365-5878

とき 8日(木)・22日(祝)午後1時～4時 ところ 介護老人保健施設さやまの里(岩室二丁目)

問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

寝具乾燥サービス

市内に住んでいるおおむね65歳以上の寝たきりの高齢者や重度の身体障がい者(下肢・体幹機能障がい)の家庭で、介護者が何らかの支援がなければ寝具の洗たくや乾燥が困難な場合、乾燥車で布団・毛布の丸洗い・殺菌・乾燥を行います。事前に相談が必要です。

とき 26日(月) 申し込み 12日(月)までに市役所高齢介護グループへ直接

問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

原爆被爆者見舞金

被爆者手帳を持つ人に、原爆被爆者見舞金を

「カフェさつき」7月の営業日

とき 7日(水)・14日(水)・21日(水)・28日(水) 午前11時～午後2時 ところ さつき荘 メニュー さつきカレー／300円、ランチセット(ドリンク付き)／400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円

障害者地域活動支援センターさつきでは、日中活動や「カフェさつき」のボランティアを募集しています。

問い合わせ 障害者地域活動支援センターさつき ☎366-2022

支給します。被爆者手帳、印鑑、預金通帳など振込先の口座番号を確認できるものを持って、市役所生活支援グループへ申請してください。昨年、市から見舞金を受給している人は申請の必要はありませんが、受給方法などに変更がある場合は届け出が必要です。詳しくは、後日送付する見舞金支給に関する案内を確認してください。

対象 8月1日現在、3か月以上市の住民基本台帳に記録されている人で、被爆者手帳を持つ人 申請期間 1日(木)～20日(火) 支給額 8,000円(年額) 支給期間 8月2日(月)～13日(金) 問い合わせ 生活支援グループ ☎366-0011

サロンさやま

身体障がい者が集える場所です。

とき 17日(土)午後1時～3時 ところ さやま荘・大広間 対象 市内に住んでいる身体障がい者と支援者 参加費 100円(お茶代) 定員 30人(当日先着順) 問い合わせ 身体障害者福祉協議会事務局(社会福祉協議会内) ☎366-2022

難病とつきあうよりあい

とき 28日(水)午後2時～4時 ところ 市役所別館・第3会議室 対象 難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可) 内容 患者や家族同士の交流 参加費 無料 問い合わせ コミュニティソーシャルワーカー連絡会(野口 ☎080-1473-5125)

大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者のコミュニケーションと移動を支援するために、通訳・介助を行う「盲ろう者通訳・介助者」の養成研修を実施します。

とき 9月14日(火)～令和4年2月24日(木)のう

第71回社会を明るくする運動

7月は強化月間です。社会を明るくする運動とは、すべての人が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

法務省ホームページ「第71回「社会を明るくする運動」」では、運動の概要や関連企画などを掲載しています。

問い合わせ 福祉グループ ☎366-0011



ち18日間 ところ 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター(大阪市東成区中道/JR環状線「森ノ宮駅」下車) 対象 全日程に参加できる人 受講料 無料(テキスト代は実費) 定員 60人(多数の場合は選考) 申し込み 市役所福祉グループで配布する申込書を、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3-59大阪障害者自立支援協会。ファクシミリ(FAX06-6748-0589)、電子メール(haken@daisyokyo.or.jp)も可。15日(木)～8月13日(金)必着 問い合わせ 大阪障害者自立支援協会 ☎06-6748-0587・FAX06-6748-0589

国民健康保険

高齢受給者証を更新します

8月1日以降の高齢受給者証(70～74歳の人が対象)を、7月下旬に送付します。

医療機関を受診するときは、国民健康保険被保険者証(個人カード)と一緒に提示してください。高齢受給者証での自己負担割合は、原則2割ですが、一定以上の所得がある人がいる世帯に属する人は3割となります。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471

国民年金

国民年金保険料の免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の人は、申請により国民年金保険料の納付が「免除」、「一部納付(一部免除)」、または「猶予」(学生を除く50歳未満の人が対象)される場合があります。また、退職(失業)を理由とした特例免除制度もあります。

免除承認期間は、年金を受けるために必要な資格期間に含むことができますが、年金額は減額されます。ただし、10年以内であれば保険料を追納し、将来受け取る老齢基礎年金を満額に近づけることができます(承認された年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額が付きまゝ)。令和3年度の免除および猶予対象期間は7月～令和4年6月で、1年ごとに申請が必要です。市役所保険年金グループへ必要書類などを確認して手続きしてください。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9473

、防災行政無線の内容を電話で聞けます
防災行政無線放送テレホンサービス
☎0120-367-707